育児のための短時間勤務制度の試行に関する協定書

国立大学法人東北大学と経済学研究科事業場過半数代表者とは、育児と研究の両立支援を推進するため、育児のための短時間勤務制度の試行（育児部分休業の拡大による弾力的運用措置）について、下記のとおり協定する。

記

１．協定の効果

本協定の締結により、国立大学法人東北大学職員育児休業等規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、本協定の有効期間に限り、次項に定める職員に対する育児部分休業に関する規定を第３項のとおり読み替えて適用することができるものとする。

２．協定の対象者

本協定は、国立大学法人東北大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第２条第２項に規定する教員に適用する（以下、本協定の適用を受ける教員を「短時間勤務教員」という。）。

３．育児部分休業に関する読替規定

短時間勤務教員には、規程第１５条から第１８条までの規定を次のとおり読み替えて適用するものとする。

現行規程の規定	読み替え後の規定
（育児部分休業） 第１５条　職員（期間雇用職員にあっては、本学に引き続き雇用された期間が１年以上である者に限る。）は、職員の満３歳に満たない子を養育するため、１日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）を申し出し取得することができる。 ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、育児部分休業を取得することができない。 一　配偶者が育児休業している職員 二　配偶者又は配偶者以外の親等が、常態的に当該子を養育できる場合にある職員	（育児部分休業） 第１５条　職員は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間の一部又は全部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）を申し出し取得することができる。 ２　（同左）
（育児部分休業の単位） 第１６条　育児部分休業は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する時間帯において、１日を通じて２時間（国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（平成１６年規第６１号。以下「職員労働時間規程」という。）第２５条第１項の表事由欄八又は国立大学法人東北大学准職員等の労働時間及び休暇等に関する規程（平成１６年規第７０号。以下「准職員等労働時間規程」という。）第１５条第２項の表事由欄三に掲げる保育時間を承認されている職員については、２時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、	（育児部分休業の単位） 第１６条　育児部分休業は、１週を通じて２０時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について、１時間を単位として行うものとする。

３０分を単位として行うものとする。 （育児部分休業の請求手続） 第１７条　育児部分休業の申請は、別に定める育児部分休業申請書により総長に申し出なければならない。 ２　育児部分休業の申請は、育児部分休業が必要な期間及び時間について、あらかじめ一括して行うものとする。 ３　総長は、育児部分休業の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができるものとする。 （規定の準用） 第１８条　第１０条から第１２条までの規定は、育児部分休業をしている職員に準用する。	（育児部分休業の請求手続） 第１７条　（同左） ２　育児部分休業の申請は、育児部分休業が必要な期間（本協定の有効期間内に限る。）及び時間について、あらかじめ一括して行うものとする。 ３　（同左） （規定の準用） 第１８条　（同左）

４．短時間勤務教員の労働条件に関する留意事項

（１）短時間勤務教員は、「専門業務型裁量労働制に関する協定」の適用外とする。したがって、通常の職員の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）を基に１週を通じて２０時間を超えない範囲で必要な曜日・時間帯を指定したうえで育児部分休業を申請し取得することになる。

（２）短時間勤務教員は、「時間外労働・休日労働に関する協定」の適用外とする。したがって、勤務時間外又は休日に勤務を命じたり、行ったりすることはできない。

（３）短時間勤務教員の給与その他の労働条件については、育児部分休業を取得した場合に適用される就業規則の規定により決定される。したがって、給与については、取得した休業時間に応じて減額されることになる。なお、労働条件一般について就業規則によりがたいときには、就業規則の基準を下回らない範囲で是正措置を講ずることがある。

５．有効期間

本協定は、２００７年4月１日から２００８年3月３１日までを有効期間とする。ただし、この有効期間内に育児のための短時間勤務制度が本格的に導入された場合は、関係する就業規則の施行日の前日までを有効期間とする。

２００７年4月1日

経済学研究科事業場
労働者過半数代表

教　　授 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使　用　者

大学院経済学研究科長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿